

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第8号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和40年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(災害による市民税の減免)</p> <p>第3条 条例第51条第1項第5号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日までに同条第3項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする。）から災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額）にそれぞれ同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>減免対象者</th><th>減免率</th></tr></thead><tbody><tr><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr><tr><td>(2)</td><td>自己（その&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr></tbody></table>	番号	減免対象者	減免率	<省略>	<省略>	<省略>	(2)	自己（その<省略>	<省略>	<p>(災害による市民税の減免)</p> <p>第3条 条例第51条第1項第5号に規定する災害により被害を受けた者が、次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、災害が発生した日以後最初に到来する納期限と当該災害が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日までに同条第3項の規定による申請をした場合においては、その者に課する市民税額（分離課税に係る所得割の額以外の額とする。）から災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が発生した場合においては、当該災害が発生した日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害が発生した日以後到来する2以内の納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、当該災害が発生した日の属する月の翌月以降6月分以内の月割額）にそれぞれ同表の減免率の欄に掲げる率を乗じて得た額を減免する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>減免対象者</th><th>減免率</th></tr></thead><tbody><tr><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr><tr><td>(2)</td><td>自己（その&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr></tbody></table>	番号	減免対象者	減免率	<省略>	<省略>	<省略>	(2)	自己（その<省略>	<省略>
番号	減免対象者	減免率																	
<省略>	<省略>	<省略>																	
(2)	自己（その<省略>	<省略>																	
番号	減免対象者	減免率																	
<省略>	<省略>	<省略>																	
(2)	自己（その<省略>	<省略>																	

	者の <u>同一生計配偶者及び扶養親族</u> を含む。以下同じ。)が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により <u>補填される</u> 金額を除く。以下同じ。)が、その住宅又は家財の価額の10分の3以上10分の5未満の者	<省略>	<省略>		者の <u>控除対象配偶者及び扶養親族</u> を含む。以下同じ。)が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により <u>補てんされる</u> 金額を除く。以下同じ。)が、その住宅又は家財の価額の10分の3以上10分の5未満の者	<省略>	<省略>	
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>			
	2及び3 <省略>				2及び3 <省略>			

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第3条の表中「補てんされる」を「補填される」に改める改正規定は、公布の日から施行する。